

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年7月3日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2401451 号  
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2500031 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における令和 3 年 6 月 28 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和 3 年 6 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 3 年 6 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男

基礎年金番号 ；

生 年 月 日 ； 昭和 39 年生

住 所 ；

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 令和 3 年 6 月 28 日

A 社から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された令和 3 年分賃金台帳及び「B 計算書」により、請求者は、請求期間に同社から 1,150 万 3,250 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 150 万円（上限額）に基づく厚生年金保険料（13 万 7,250 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 9 月 17 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401331 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500017 号

## 第 1 結論

昭和 58 年 4 月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 4 月から昭和 59 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶はないが、大学を卒業し、家業の飲食店（A 市）を手伝い始めた昭和 58 年 4 月頃から、自宅に 3 か月分ずつの国民年金保険料の納付書が届くようになったので、その都度、請求期間の国民年金保険料を自宅近くの郵便局で納付していた。

請求期間の記録が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行った記憶はないものの、昭和 58 年 4 月頃から、自宅に 3 か月分ずつの国民年金保険料の納付書が届くようになったことから、その都度、自宅近くの郵便局で保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者から提出された年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「\*」に係る国民年金被保険者資格の取得年月日を昭和 55 年 \* 月 \* 日とする入力処理は、昭和 61 年 5 月 19 日に遡って行われていることから、当該入力処理が行われるまでは、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、納付書は作成されず、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されていることが必要であるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間当時から居住している住所地を管轄していた社会保険事務所（当時）が、当該期間同時に上記住所地に払い出した国民年金番号及び被保険者氏名を記録した国民年金手帳記号番号払出簿について調査を行ったものの、請求者の氏名を確認することはでき

ない。

加えて、A市は、請求期間当時の国民年金被保険者に係る資料は保存期間経過のため保管しておらず、請求者の国民年金に係る情報は確認できない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2401450 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2500018 号

## 第 1 結論

昭和 56 年\*月から昭和 59 年 2 月までの請求期間及び昭和 59 年 3 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年\*月から昭和 59 年 2 月まで  
② 昭和 59 年 3 月から昭和 61 年 3 月まで

請求期間①のうち昭和 56 年\*月から昭和 57 年 3 月までの期間については、私は短大に通っており、実家を離れていたが住民登録は実家の A 郡 B 町 (現在は、C 市) にあったので、当該期間の国民年金保険料は親が払っていたと思う。また、請求期間①のうち昭和 57 年 4 月以降の期間及び請求期間②については、同年 4 月頃、社会人になったことをきっかけに、D 市に住民登録を移し、自ら同市 E 地区の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を定期的に納付していた。調査の上、請求期間①及び②を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①のうち昭和 56 年\*月から昭和 57 年 3 月までの期間について、請求者は学生の時のことは不確かとしながらも、請求者が 20 歳になったことから、親が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う旨陳述しているところ、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする請求者の父母は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間①のうち昭和 57 年 4 月以降の期間及び請求期間②について、請求者は、社会人になったことをきっかけに、同年 4 月頃に D 市 E 地区の出張所で国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料については、当該出張所又は F 市に転居してからは同市の G 出張所に定期的に支払いに行った旨回答及び陳述している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号 (現在の基礎年金番号、以下「国民年金番号」

という。)「\*」の記号「\*」は、厚生省(現在は、厚生労働省)年金局国民年金課長通知「国民年金手帳の記号番号の設定及び管理要綱について」の別表により、H社会保険事務所(当時)の記号であることが確認できる上、オンライン記録によると、請求者の国民年金番号に係る国民年金被保険者(第3号被保険者)の資格取得年月日は昭和61年4月1日と記録されており、同日より前に請求者が国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間①及び②において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金番号のほかに、別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間①及び②当時に住民登録していたとするC市、D市及びF市は、当該期間当時の国民年金に係る資料について、保存期限経過のため保管しておらず、請求者の国民年金に係る情報はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。